

確認書のイメージ

令和 年 月 日

協定対象派遣労働者の賃金の額に関する確認書

●●人材サービス株式会社は、令和○年○月○日付けで●●人材サービス労働組合（又は過半数代表者◎◎）と締結した「労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定」（労使協定の有効期間：令和○年○月○日から令和○年○月○日）について、別紙のとおり、当該協定対象派遣労働者の賃金の額が、職発1020第3号「令和3年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通知」という）の第2に定める「一般賃金」の額と同等以上であることを確認しました。

事業主名：

別紙：対象従業員の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

1. 一般賃金・賞与等

以下のとおり、協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、一般基本給・賞与等と同等以上を確保していることを確認しました。

等級	職務の内容	協定対象派遣労働者の賃金の額		令和2年度適用の対応する一般賃金の額（北海道：0.92）	令和3年度適用の対応する一般賃金の額（北海道：0.922）	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級プログラマー （AI関係等高度なプログラム言語を用いた開発）	1,900～	≥	1,837	1,819	10年
B ランク	中級プログラマー （webアプリ作成等の中程度の難易度の開発）	1,500～		1,482	1,497	3年
C ランク	初級プログラマー （Excelのマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発）	1,200～		1,124	1,156	0年

注 別表により協定対象派遣労働者の賃金の額と、適用年度ごとの一般賃金の額を比較することは必ずしも必要なものではないが、能力・経験調整指数や地域指数の更新等に伴う確認漏れを防ぐ観点から、別表において具体的な額を記載し、比較することが望ましいこと。

2. 一般通勤手当

協定対象派遣労働者の通勤手当が、通知の第2の2（1）「実費支給により「同等以上」を確保する場合」により、一般通勤手当と同等以上を確保していることを確認しました。

3. 一般退職金

通知の別添4に定める「平成30年中小企業の賃金・退職金事情（東京都）」の統計調査の数値に更新がないことを確認しました。